

様式第2号（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、次の求職活動等要件を満たすこと。ただし、生活保護を申請し、当該申請に係る決定が行われるまでの間を除く。
 - (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって自立支援金を受け、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 所要の求職活動等を行わない場合
 - (2) 常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、また、そのことを報告しない場合
 - (3) 申請内容に偽りがあった場合
 - (4) 受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - (5) 受給者等が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - (6) 受給者等が生活保護費を受給した場合
 - (7) 受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - (8) 受給者等が偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが判明した場合
 - (9) 受給者等が他の自治体から自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の住民記録、資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関（以下「関係機関」という。）に照会すること。また、小田原市の照会に対し、関係機関が回答することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者の情報を自立相談支援機関、福祉事務所又は社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、小田原市が官公署へ情報を求めること。

令和3年 月 日

小田原市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

氏名（自署） _____

確認事項（以下の希望がある場合は、□にチェックを入れてください。）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。